

特殊詐欺等被害防止機能付き「電話機」を購入しませんか

17 特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等購入補助事業

内 容／特殊詐欺等による被害の防止を図るため、高齢者を対象に特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等の購入に要した経費の一部を補助します。

対 象／【対象者】(1)～(3)のすべてに該当する方
 (1)九重町に住民票がある方
 (2)満65歳以上の方又は満65歳以上の方と同一の世帯
 (3)同一世帯全員が町税などを完納している方

【助成対象】

- ①補助対象者が購入し、居住する住宅に設置したもの
- ②電話機または電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器で、次のいずれかの機能が付いているもの
 - ・電話の着信時に、相手方に警告音声を発し、その通話を自動で録音する機能
 - ・迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別し、着信を拒否または警告表示する機能

助成内容／対象電話機等の購入費及び設置に要する費用の2/3以内を補助（上限1万円）

手 続 き／①申請書に必要事項を記入して提出してください。
 ②提出書類または申請に必要なもの
 ・支払いをしたことがわかる書類の写し（領収書のコピー等）
 ・購入した電話機の機能が確認できる書類の写し（カタログや取扱説明書のコピー）

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

車の運転に不安を感じていませんか？

18 高齢者運転免許証自主返納支援事業

内 容／近年、全国各地で高齢運転者が加害者となる重大事故が多発しているため、自動車の運転に不安を感じる方の運転免許証の自主返納を支援します。

対 象／九重町に住民票を有し、運転免許証返納時に満70歳以上の方で、すべての運転免許証を返納された方（※自主返納日から90日以内が対象）

助成内容／九重町コミュニティバスの回数乗車券または大分交通共通回数乗車券など1万円相当分

手 続 き／①運転免許の返納を希望するご本人が、玖珠警察署に運転免許証を持参のうえ、運転免許証の返納申請をしてください（取消通知書が発行されます）。
 ②危機管理・防災安全課に、取消通知書と印鑑を持参して、支援事業の申請をしてください。
 ※代理人の申請も可能です。

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

家庭から出るごみを減らそう！

19 生ごみ処理容器設置補助事業

内 容／家庭から排出される生ごみの量を減らすため、生ごみ処理機（電動式）や生ごみ処理容器（コンポスト）を購入した者に対して購入費用の補助を行います。

対 象／町内に住所を要する個人（法人・団体は除く）

助成内容／①生ごみ処理機（電動式）の購入費用の1/2（1機につき上限25,000円【100円未満切捨て】）
 ②生ごみ処理容器（コンポスト）の購入費用の1/2（1基につき上限5,000円【100円未満切捨て】）
 ※1世帯につき生ごみ処理機（電動式）は1機、生ごみ処理容器（コンポスト）は2基とし、5年間は再度補助金を受けられません。

手 続 き／提出書類または申請に必要なもの ※その他必要な書類がありますので、担当課までお問い合わせください。
 ①購入したものの型式、金額等がわかるもの（カタログ等のコピー） ②誓約書

申込み・お問い合わせ 商工観光・自然環境課 環境グループ ☎76-3150

安全な水道水の確保のために！

20

地区水道補助金

内 容／導水管及びその他の工作物（以下、水道施設と言います。）により人の飲用に適する水として供給する施設の整備を図る工事費用の補助を行います。

対 象／・給水戸数 2 戸以上（九重町に常駐し生活基盤を有する者に限ります）
 ・共同で実施する飲料水確保のための水道施設工事に要する費用（用地費は除きます）
 ・大分県給水施設条例の規定により水質基準に適合すると認められるもの。

助成内容／事業費の 2 分の 1 以内もしくは 1 世帯あたり 30 万円を上限とします。
 （ただし、当該年度予算の範囲内での交付となります）

手 続 き／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
 ②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811

合併浄化槽の設置で生活排水をすべてきれいに

21

九重町浄化槽設置整備事業

内 容／生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方に対して、補助金を交付するものです。

対 象／専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする町内に住民票を有する方。また、申請時点では町外者であるが、住宅の新築などによる引越し等により完成後、九重町民になる方も対象になります。なお、設置する浄化槽に環境配慮（消費電力）要件が加わりました。

助成内容／①新築家屋に合併処理浄化槽を設置する場合の補助額
 ・ 5 人槽：332,000 円 ・ 7 人槽：414,000 円
 ・ 10 人槽：548,000 円
 ②改築及び既存住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の補助額
 （既存住宅の、汲み取りや単独処理浄化槽からの転換）
 ・ 5 人槽：532,000 円 ・ 7 人槽：614,000 円
 ・ 10 人槽：748,000 円
 ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合の撤去費用助成
 ・経費のうち 120,000 円まで
 ④汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合の撤去費用助成
 ・経費のうち 90,000 円まで
 ⑤汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による宅内配管費
 （ただし、増築を伴う場合などは補助対象とならないためご相談ください）
 ・経費のうち 300,000 円まで

手 続 き／①受付期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 28 日
 ②提出書類または申請に必要なもの
 浄化槽設置届の写し、位置図、平面図、配置図、給排水設備図、住宅等を借りている方は貸主の承諾書、浄化槽の構造図、見積書の写し、登録証及び管理票の写し（C 票）、浄化槽設備士免状の写し、誓約書等
 ③注意点
 ・着工後の申請は助成できません。必ず、着工前に申請をしてください。
 ・施行業者と十分協議のうえ申請をしてください。
 ・予算の定める範囲内になりますので申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 商工観光・自然環境課 環境グループ ☎76-3150

既存のごみステーションを整備しませんか？

22

九重町ごみステーション設置事業

- 内 容**／家庭廃棄物を鳥獣、犬猫、風雨等による散乱を防止し町民の良好な生活環境の保全を図るため、集積を行うゴミステーションの整備における補助金を交付します。
- 対 象**／町内に住所を有し行政区等の地域住民で結成された団体（5戸以上等規定による）の代表者。個人、法人は除きます。
- 助成内容**／①ごみ収集箱の既製品を購入：1/2以内を補助。30,000円を限度。
 ②ごみ収集箱を製作・修繕した場合（業者製作費または自主製作原材料費）：
 1/2以内を補助。30,000円を限度。
 ③カラスネットを購入した場合：1/2以内を補助。2,000円を限度。
 ※①～③のいずれも、千円未満の端数は除く
- 手 続 き**／①申請書等の提出がありますので、事前にお問い合わせください。
 ②提出書類または申請に必要なもの
 補助金等交付申請書、添付書類（領収書、カタログのコピー）、誓約書、承諾書
 ③注意点
 ・購入後、制作後の助成はできません。必ず、購入前、製作前に申請をしてください。
 ・予算の定める範囲以内となりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ 商工観光・自然環境課 環境グループ ☎76-3150

LED 防犯灯の設置を補助します

23

LED 防犯灯設置補助事業

- 内 容**／二酸化炭素の排出抑制及び安全な暮らしの実現のため、防犯灯（LED灯を設置する者に対して補助を行います。
- 対 象**／区長の同意を得て、防犯灯の維持及び管理を適正に行うことが出来る自治組織とする。ただし、届出や申請等を行う者は、自治組織の代表者とする。対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 ①九重町内で防犯灯を新規設置する事業
 ②九重町内に設置されている防犯灯を更新する事業
 ※ 防犯灯の設置場所の周辺住民の同意や自治組織の代表者が区長と異なる場合は、区長の承諾を得ている事業であること。
 ※ 申請があった日の属する年度の3月31日までに完了する事業であること。
 ③災害等で破損した防犯灯を更新する事業
- 助成内容**／【従来型からLED灯への更新】1灯につき2/3補助 最大20,000円
 【修理不能なLED灯の更新】1灯につき1/3補助 最大10,000円
- 手 続 き**／設置場所及び設置数について、事前協議の届出が必要です。
【事前協議提出書類】
 ①事前協議書
 ②防犯灯の設置場所が分かる地図
 ③その他町長が必要と認める書類
【申請書類】
 ①事前協議書の写し
 ②事業計画書及び誓約書
 ③見積書の写し
 ④その他町長が必要と認める書類

申込み・お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎76-3801

結婚された方へ祝金を給付します！

24

結婚祝金

内 容／町内に居住し婚姻届を提出した 50 歳未満の男女に対し結婚祝金を給付するものです。

助成内容／5 万円（定額）

手 続 き／①受付期間：婚姻届をした日から 60 日以内

②提出書類または申請に必要なもの

九重町に本籍がない場合は婚姻関係を確認できる書類（戸籍謄本）、通帳、印鑑

③注意点：・申請書において夫、妻の住所が九重町であり、定住する意志があること。

・過去に給付を受けていないこと。

・その他は九重町いきいきふるさと若者定住促進条例の規定を満たすこと。

申込み・お問い合わせ 住民課 住民グループ ☎76-3802

結婚を支援する団体を応援します！

25

結婚活動支援事業

内 容／町民が主体となって取り組む結婚活動支援事業に対して、その費用の一部を補助します。

対 象／〔補助対象者〕 補助対象者は、町内に事務所又は事務局を置く団体

〔補助対象事業〕 男女の出会いの機会を創出し、結婚活動支援に寄与する事業。その他、結婚活動支援に寄与する事業

助成内容／参加者一人につき 3,000 円又は事業にかかった経費の 2/3 のいずれか金額の低い方

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

③提出書類または申請に必要なもの

九重町結婚活動支援事業計画の概要、誓約書、参加者名簿

④注意点：予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ まちづくり推進課 地域振興グループ ☎76-3807

出産子育て世帯を応援します！

26

九重町出産・子育て応援給付金

内 容／妊娠期から出産・子育てまでの相談支援を行いながら、妊娠の届出や出生の届出を行った方に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用等の負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」を支給します。

対 象／【出産応援給付金】九重町に住民票がある者で、産科医療機関を受診し妊娠を届け出た妊婦

【子育て応援給付金】九重町に住民がある児を養育する者

助成内容／【出産応援給付金】妊娠届出時に面談等を受けた妊婦 1 人あたり 5 万円

【子育て応援給付金】出生後の訪問・面談等を受けた養育者に 1 人あたり 5 万円

手 続 き／〔申請方法〕

【出産応援給付金】妊娠届出時、母子健康手帳を交付する際に保健師が面談を行い、給付金の申請を受け付けます。

【子育て応援給付金】生後 2 ヶ月頃の乳児訪問時、保健師が面談を行い、給付金の申請を受け付けます。

〔申請に必要なもの〕 給付金申請書（面談、訪問時にお渡しします）印鑑、マイナンバーカード（おもて面のみ）または運転免許証のコピー、振込先口座通帳のコピー

申込み・お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838